

生活保護制度に関するQ&A

質問	回答
生活保護の申請をしてから決定までどのくらいかかりますか。	申請のあった日から 14 日以内に生活保護の受給の可否について決定が出ます。ただし、特別な事情で調査に時間要する場合には最長で 30 日以内に決定を行います。
収入がある場合、生活保護を受給することはできますか。	給与や年金をもらっている場合でも、収入の合計額によっては、受給することができます。生活保護は、世帯ごとに定められている最低生活費よりも、世帯の収入が下回る場合に受給することができます。最低生活費から収入の合計額（給与は一部控除あり）を差し引いた差額が保護費として支給されます。
世帯の単位とは何ですか。	生活保護は、世帯を単位として保護の要否及び程度の判定を行います。そのため、同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定します。ただし、例外もあるため、詳細については直接お問い合わせください。
不動産や自動車の保有及び使用することはできますか。	生活保護法第 4 条により、「利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用すること」とされているため、原則認められません。ただし、一定の要件を満たす場合には、認められる場合があります。 例) 不動産について、当該世帯の居住の用に供され、処分価値が利用価値に比して著しく小さい場合。 例) 自動車について、通勤にあたり、公共交通機関の利用が著しく困難な場合で、自動車の処分価値が小さい場合など。
借金がある場合、生活保護を受給することはできますか。	受給は可能です。ただし、生活保護費や収入から借金返済を行うことはできませんので、弁護士相談を行うなど、債務整理に努めていただきます。